

8. 自立を促進するための経済的支援

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。（支払いは平成27年4月）

4. 手当月額（平成27年4月～）

- ・児童1人の場合 全部支給：42,000円 一部支給：41,990円から9,910円まで
- ・児童2人以上の加算額 [2人目] 5,000円 [3人目以降1人につき] 3,000円

※ 「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第99号)により、手当額に係る特例水準の解消(1.7%)を図る。(平成25年10月0.7%、平成26年4月0.7%、平成27年4月0.3%)

5. 所得制限限度額(収入ベース)

- ・本人 : 全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円
- ・扶養義務者(6人世帯) : 610.0万円

6. 受給状況

- ・平成27年3月末現在の受給者数 1,058,231人 (母:989,534人、父:63,678人、養育者:5,019人)

7. 予算額(国庫負担分) [27年度予算] 1,717.9億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

児童扶養手当受給者数の推移

○平成26年度末受給者数

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯	父又は母がDV保護命令を受けた世帯
		離婚	その他					
母子世帯	961,909 (100.0%)	848,224 (88.2%)	942 (0.1%)	7,315 (0.8%)	96,938 (10.1%)	5,184 (0.5%)	2,490 (0.3%)	816 (0.1%)
父子世帯	63,269 (100.0%)	54,988 (86.9%)	36 (0.1%)	5,808 (9.2%)	640 (1.0%)	1,611 (2.5%)	186 (0.3%)	— (0.0%)
その他の世帯※	33,053							
計	1,058,231							

※その他世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

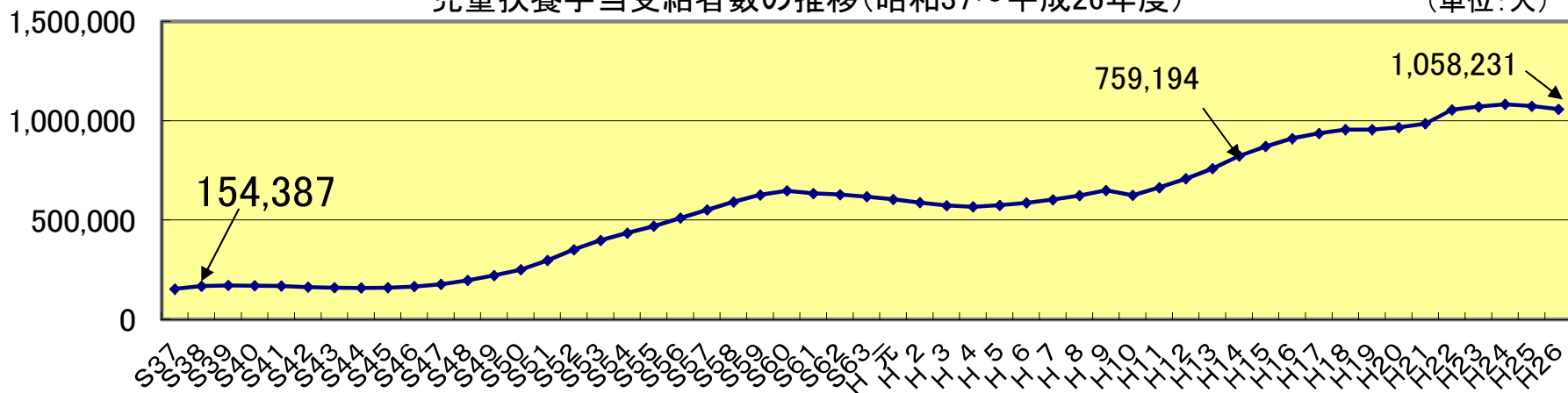
○近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成13年度末は759,194人、平成26年度末は1,058,231人となっている。

(平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大)

○平成26年度末において、全部支給者は586,652人(55.4%)、一部支給者は471,579人(44.6%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37~平成26年度)

(単位:人)



児童扶養手当受給者の状況

(各月末現在)(単位:人)

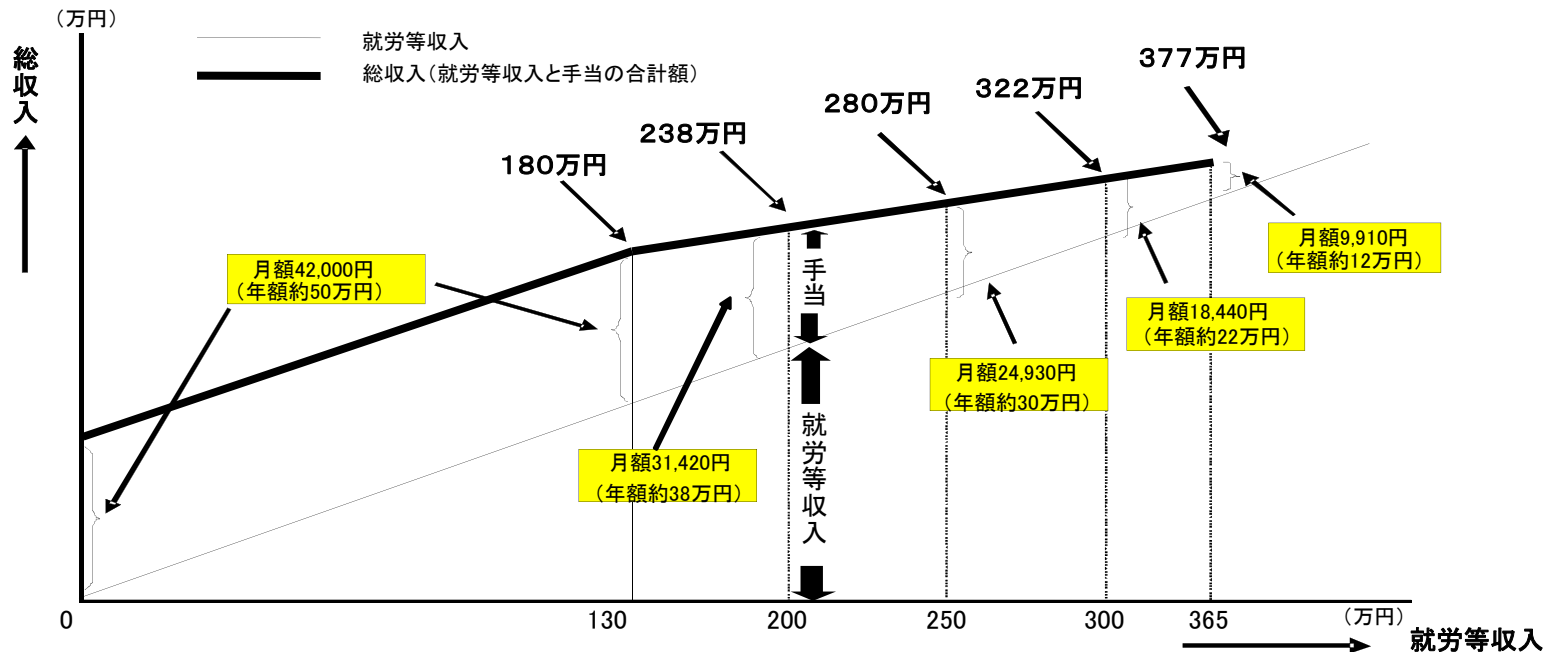
	受給者	世帯類型別																	
		母子世帯									父子世帯								その他 の世帯
		総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	障害者 世帯	遺棄 世帯	D V 世帯	総数	生別父子世帯		死別 父子世帯	未婚の 父子世帯	障害者 世帯	遺棄 世帯	D V 世帯		
			離婚	その他							離婚	その他							
平成25年 4月	1,083,313	986,596	876,746	1,191	7,833	92,501	4,777	3,081	467	64,845	56,497	49	6,067	596	1,407	229	-	31,872	
5月	1,090,737	993,282	882,843	1,148	7,890	92,964	4,816	3,108	513	65,410	57,009	38	6,118	592	1,423	230	-	32,045	
6月	1,097,931	999,679	888,602	1,158	7,948	93,438	4,890	3,119	524	65,973	57,485	40	6,179	596	1,440	233	-	32,279	
7月	1,105,508	1,006,367	894,686	1,156	8,010	93,877	4,968	3,117	553	66,702	58,086	42	6,266	604	1,468	236	-	32,439	
8月	1,110,122	1,010,591	898,445	1,147	8,077	94,267	4,979	3,100	576	67,034	58,364	41	6,307	606	1,476	240	-	32,497	
9月	1,112,073	1,012,470	900,059	1,155	8,130	94,422	5,013	3,085	606	67,033	58,347	44	6,318	601	1,486	237	-	32,570	
10月	1,114,212	1,014,438	901,694	1,132	8,163	94,752	5,039	3,046	612	66,881	58,197	45	6,296	606	1,502	235	-	32,893	
11月	1,119,741	1,019,448	906,104	1,128	8,229	95,227	5,094	3,025	641	67,111	58,400	43	6,306	611	1,516	235	-	33,182	
12月	1,123,657	1,022,869	909,386	1,113	8,256	95,311	5,122	3,022	659	67,406	58,641	42	6,339	615	1,531	238	-	33,382	
平成26年 1月	1,128,194	1,026,829	913,069	1,108	8,288	95,504	5,178	3,013	669	67,791	58,970	41	6,375	620	1,547	238	-	33,574	
2月	1,133,909	1,031,857	917,631	1,068	8,369	95,866	5,232	3,007	684	68,248	59,326	45	6,441	630	1,567	239	-	33,804	
3月	1,073,790	976,929	864,912	1,033	7,669	94,838	4,992	2,788	697	64,585	56,115	43	6,054	611	1,548	214	-	32,276	
4月	1,073,877	976,992	864,548	1,033	7,623	95,310	4,994	2,779	705	64,679	56,183	51	6,065	606	1,562	212	-	32,206	
5月	1,080,813	983,289	870,323	1,065	7,658	95,688	5,026	2,808	721	65,211	56,669	54	6,094	606	1,572	216	-	32,313	
6月	1,088,177	989,876	876,330	1,067	7,723	96,082	5,087	2,824	763	65,737	57,162	43	6,129	611	1,577	215	-	32,564	
7月	1,095,124	996,065	881,874	1,054	7,768	96,652	5,125	2,824	768	66,348	57,709	39	6,173	619	1,597	211	-	32,711	
8月	1,099,137	999,912	885,308	1,038	7,799	97,042	5,149	2,800	776	66,445	57,822	40	6,137	629	1,603	214	-	32,780	
9月	1,100,539	1,001,313	886,679	1,034	7,828	97,086	5,140	2,754	792	66,294	57,723	41	6,090	632	1,595	213	-	32,932	
10月	1,101,804	1,002,375	887,731	1,013	7,873	97,050	5,186	2,721	801	66,059	57,548	44	6,037	629	1,598	203	-	33,370	
11月	1,107,228	1,007,353	892,148	1,022	7,910	97,531	5,227	2,701	814	66,206	57,697	35	6,024	642	1,607	201	-	33,669	
12月	1,110,175	1,010,110	894,931	997	7,910	97,509	5,275	2,682	806	66,274	57,745	34	6,038	640	1,620	197	-	33,791	
平成27年 1月	1,114,262	1,013,346	897,795	995	7,980	97,763	5,304	2,694	815	66,805	58,227	35	6,083	643	1,620	197	-	34,111	
2月	1,120,260	1,018,596	902,583	991	8,049	98,110	5,348	2,688	827	67,290	58,615	36	6,167	642	1,632	198	-	34,374	
3月	1,058,231	961,909	848,224	942	7,315	96,938	5,184	2,490	816	63,269	54,988	36	5,808	640	1,611	186	-	33,053	

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得(収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出)と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○平成27年4月 手当額の例 (手当受給者と子1人の家庭の場合)



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円 (92 万円)	192万円 (311.4万円)
1人	57万円 (130 万円)	230万円 (365 万円)
2人	95万円 (171.7万円)	268万円 (412.5万円)
3人	133万円 (227.1万円)	306万円 (460 万円)
4人	171万円 (281.4万円)	344万円 (507.5万円)
5人	209万円 (335.7万円)	382万円 (555 万円)

※ ()内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。58

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金
 - ・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母) ・母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金(平成26年10月1日より)
 - ・配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる父子家庭の父) ・母子・父子福祉団体 等
- ③ 寡婦福祉資金
 - ・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

貸付条件等

- ・利 子: 貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.5%
- ・償還方法: 貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年~20年

実施主体・貸付原資の負担割合

都道府県、指定都市、中核市 (国:2/3 都道府県、指定都市、中核市:1/3)

貸付実績(平成26年度)

- ・母子福祉貸付金 193億7727万円(37,899件) ・父子福祉貸付金 1億2164万円(344件)
- ・寡婦福祉貸付金 5億7200万円(929件) ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

予算額

[27年度予算]44.1億円

母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(平成27年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦 	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	<p>2,830,000円</p> <p>団体 4,260,000円</p>		1年	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
事業継続資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦 	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	<p>1,420,000円</p> <p>団体 1,420,000円</p>		6ヶ月	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
修学資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金	<p>※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示、()内の数値は、一般分限度額</p> <p>高校、専修学校(高等課程) 月額(35,000円)52,500円</p> <p>高等専門学校 月額[1~3年](35,000円)52,500円 [4~5年](60,000円)90,000円</p> <p>短期大学、専修学校(専門課程) 月額(60,000円)90,000円</p> <p>大学 月額(64,000円)96,000円</p> <p>専修学校(一般課程) 月額(32,000円)48,000円</p> <p>(注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。</p>	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程)5年以内	<p>無利子</p> <p>※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする。(連帯保証人は不要)</p> <p>※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。</p>

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
技能習得資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 (例: 訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 (12月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%
修業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦 	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000円 特別 320,000円		1年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 (保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5% ※児童に係る貸付けの場合 修学資金と同じ
医療介護資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) ・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) ・寡婦 	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 103,000円 【技能】月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子又は男子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 (注)3月相当額の一括貸付を行うことができる。	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月	(技能習得)20年以内 (医療又は介護)5年以内 (生活安定貸付)8年以内 (失業)5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
転宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 40,600円 中学校 47,400円 国公立高校等 160,000円 修業施設 100,000円 私立高校等 420,000円 国公立大学・短大等 380,000円 私立大学・短大等 590,000円		6ヶ月	就学 20年以内 修業 5年以内	※修学資金と同様
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%